

等の調達修理補充の自辨の如きである、此の如きは臨時編成機関又は單純なる受負業者等のよくする所にあらず。  
い焼跡處分費は市に於て支出し得ざる場合には國庫の負擔とならざるべしとの事、即今支出費目あるべきの理なく一階立替文辨を要す。

本同盟は上記の考察に基き此の際社會奉仕事業として東京市焼跡處分の全部又は一部を擔當せんことを決せり、本同盟が敢て自から薦むる所以は左の五矣にあり。

- (イ) 本同盟所屬員中には各種の職業を合せを以て爆発崩壊作業には有志の礦夫を召集シ器具の製作修理には火作り工、木工をあて運搬設備の修補操縦には機械工電氣工をあつる等自由である。
- (ロ) 本同盟は幹部以下盡く勞働者出身たるを以て直接作業の指揮に任じ、人夫と勞苦を分ち神速に事業を完成せしめ得る自信あり。

- (ハ) 燒跡の瓦礫其の他の残滓物の運搬についで燒失電車の車輛及び車輪を利してトロツコを作製し軌道を利用して運搬に資すること、是は本同盟の各種技工の協力を以てすれば易々たることナリ。
- (ニ) 本同盟設立の本旨に基き自他の失業者救済に當らざるべからず、(ホ) 本同盟は所要の運轉資金を調達し得る自信あり。

本同盟は此の大事業に際し協力一致全同盟を提げて救護の任に當らんとす。冀くは本同盟の義勇的提議を採容せられんことを。

右建議す  
大正十二年九月二十七日 日本勞働総同盟